

日本放送協会 理事会議事録

(2019年12月24日開催分)

2020年 1月17日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2019年12月24日(火) 午前9時00分～10時20分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、板野専務理事、
児野専務理事・技師長、荒木専務理事、松原理事、黄木理事、
中田理事、鈴木理事、松坂理事、正籬理事、坂本特別主幹
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 第1344回経営委員会付議事項について
- (2) 令和2年度収支予算編成要綱
- (3) インターネット活用業務実施基準認可申請案の修正について
- (4) 改正放送法施行に伴う「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」の一部改正について
- (5) 「NHK情報公開規程」の一部改正について
- (6) 就業規則の一部改正について

- (7) 「NHKロゴおよびメディアロゴ等に関する規程」の新設について
- (8) 「NHKロゴおよびメディアロゴの管理」に伴う職務権限事項の改正について
- (9) 中央放送番組審議会委員の委嘱について

2 報告事項

- (1) 地方放送番組審議会委員の委嘱について
- (2) 予算の執行状況（令和元年11月末）
- (3) 契約・収納活動の状況（2019年11月末）
- (4) 2019年11月全国個人視聴率調査の結果について

議事経過

1 審議事項

- (1) 第1344回経営委員会付議事項について

本日開催される第1344回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として、「インターネット活用業務実施基準認可申請案の修正について」と「中央放送番組審議会委員の委嘱について」、審議事項として、「令和2年度収支予算編成要綱」です。また、報告事項として、「予算の執行状況（令和元年11月末）」、「契約・収納活動の状況（2019年11月末）」、「地方放送番組審議会委員の委嘱について」、および「JOC DN株式会社への出資認可について」です。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

- (2) 令和2年度収支予算編成要綱

令和2年度の事業計画の詳細や予算科目別の内訳のほか、主要な事項の予算額について、2019年12月10日の理事会および同日の経営委員会で審議された「令和2年度予算編成方針」（以下、「予算編成方針」）をもとに、「令和2年度収支予算編成要綱」として取りまとめましたので、審議をお願いします。

はじめに、「令和2年度予算について」です。

令和2年度予算の基本的な考え方については、「予算編成方針」から大きな変更はなく、56年ぶりの自国開催となる東京オリンピック・パラリンピックで「最高水準の放送・サービス」を提供するとともに、「NHK経営計画（2018－2020年度）」（以下、「経営計画」）に基づいた事業運営を着実に実施し、“公共メディア”の実現に向けて取り組みます。また、NHKの主たる財源である受信料については、公平負担の徹底に向け、受信料制度の理解促進と営業改革を引き続き推進し、支払率の向上を図るとともに、2年10月から受信料の値下げを実施します。

事業計画の重点事項については、「経営計画」の5つの重点方針（注）、建設計画、および要員計画を記載しています。また、「主な重点事項の取り組み」として、受信料の値下げ、東京オリンピック・パラリンピック放送・サービスの実施、防災・減災報道の充実、および常時同時・見逃し番組配信サービスの実施を記載しています。さらに、「経費削減の取り組み」として、既存業務の見直しや業務全般にわたる経費削減について記載しています。

次に、「一般勘定」についてです。

事業収入は、7,204億円です。受信料は2年10月からの値下げ等により、前年度に対して58億円の減収を見込みます。このほか、特別収入の増等により、事業収入全体では前年度に対し43億円の減収を見込みます。予算編成方針の時点からは、受信料以外の収入で約4億円増額しています。事業支出は、7,354億円です。東京オリンピック・パラリンピックの放送実施等に取り組む一方で、既存業務の見直しや経費削減を行い、事業支出全体では前年度に対し76億円の増加とします。東京オリンピック・パラリンピック関連経費の支出を精査し、予算編成方針の時点から2億円を減額するなど事業支出を約4億円減らしています。事業収支差金は149億円の不足となり、財政安定のための繰越金をもって補てんします。

資本収支は、建設費（設備投資）等による資産の増減とその財源対応を収支で表したもので、資本支出は、建設費の952億円です。この財源については、まず「減価償却資金受入れ」の868億円、「資産受入れ」の23億円、および「建設積立資産戻入れ」の0.9億円を充て、不足する210億円は、「前期繰越金受入れ」として、財政安定のための繰越金

を取り崩して充当します。資本収支差金は149億円で、事業収支差金の不足の149億円の補てんに充てます。

財政安定のための繰越金と建設積立資産についてです。財政安定のための繰越金は210億円を取り崩し、そのうち149億円を事業収支差金の不足の補てんに使用し、60億円を放送番組設備等の建設費（設備投資）に使用します。2年度末の財政安定のための繰越金は、831億円を見込んでいます。また、建設積立資産は、東京・渋谷の放送センターの建替等に備えた積立資産です。2年度は放送センター建替第Ⅰ期（情報棟）工事の設計を実施するため、0.9億円を取り崩します。

事業収入について、科目ごとに説明します。

受信料は、消費税率引き上げが行われた元年10月に受信料額を改定せず、地上契約と衛星契約を実質2%値下げしたことに加えて、2年10月から地上契約と衛星契約を2.5%値下げします。受信料の公平負担に向けた取り組みを徹底し、支払率84%、衛星契約割合54%を目指します。受信契約件数の増加や未収数の削減に努めることで、6,974億円の受信料を確保します。

その他の収入として、副次収入は69.0億円、交付金収入は36.0億円、財務収入は運用利回りの低下、受取配当金の減等により46.4億円、雑収入は22.5億円、特別収入は、旧放送会館等の非現用不動産売却益の増等により、前年度予算に対し24億円増の56億円を見込みます。

事業支出について、科目ごとの内訳とポイントを説明します。

まず、国内放送費・国内放送番組等配信費についてです。

国内放送費は、前年度に対し86.4億円減の3,437.3億円です。国内放送番組等配信費は、放送法改正に伴い2年度から新設する科目で、105.9億円を実施します。

地上放送の番組制作費は900.9億円で、番組制作プロセスの見直しや制作期間の短縮など効率的な番組制作による減等により、前年度に対して、32.7億円の減となります。衛星放送の番組制作費は808.7億円で、東京オリンピック・パラリンピックの中継・関連番組の充実等により、前年度に対し31.1億円の増となります。東京オリンピック・パラリンピック放送・サービスの実施については、数多くの競技中継・関連番組を通じ、高まるスポーツ熱や関心に応えることで、大会の盛り上げに寄与します。臨場感あふれるBS4K・BS8K放送や、中継映像

のネット配信、新技術を活用したデジタルサービスなどを駆使し、最高水準の放送・サービスで、大会の魅力を余すところなく伝えます。また、大会のみならず、聖火リレーや全国でのイベントを通じ、日本の魅力を世界に発信します。ロボット実況・字幕や多言語サービスなどユニバーサル放送・サービスを推進し、あらゆる人がともに楽しめる共生社会の実現に貢献します。これらを踏まえ、東京オリンピック・パラリンピック関連経費は264億円で、予算編成方針の時点から2億円減額しています。なお、このうち180億円については、引当金を取り崩して充当します。以下、報道取材費、地域放送番組費、制作共通費等の予算などについて説明しています。

次に、国際放送費・国際放送番組等配信費についてです。

NHKの国際放送と海外発信について、まず、「NHKワールド JAPAN」の外国人向けテレビ国際放送では、“東京2020”の舞台となる日本の情報や多彩なニュースを発信します。ラジオは、訪日・在留外国人に向けた安全・安心に役立つ情報の発信を充実します。インターネットでは、多言語コンテンツ発信の強化に取り組みます。在外邦人向けの国際放送は引き続き、テレビは「NHKワールド・プレミアム」、ラジオは「NHKワールド・ラジオ日本」として、最新情報を伝えていきます。これらの取り組みにより、国際放送費は前年度に対し28.6億円減の236.4億円とし、2年度から新設する国際放送番組等配信費は21.8億円で実施します。

インターネット活用業務についてです。

放送を太い幹としつつ、環境の変化や技術の進歩発達に適時・適切に対応しながら、信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を果たしていくために、インターネットならではの特性を生かして、放送番組と番組の理解増進情報の提供を行います。なお、既存業務については、利用状況などの分析に基づいて、サービスの統廃合・見直しを行い、効率的・効果的に実施します。費用については、総務省令に基づく新ルールにより、2年度から新科目「国内放送番組等配信費」「国際放送番組等配信費」に区分して計上するとともに、新たに共通経費を配賦します。費用管理にあたっては、適切な上限を設定して抑制的に管理し、2年度については、東京オリンピック・パラリンピック関連経費を除き、受信料収入の2.5%以内で実施します。

契約収納費については、前年度に対し5.7億円増の641.9億円とします。受信料の公平負担の徹底に向け、支払率向上への取り組みを着実に進めるとともに、訪問によらない契約・収納活動に一層取り組むなど、営業改革を不断に進めます。また、契約収納費に人件費・減価償却費を合わせた営業経費は、受信契約件数の増加に伴う収納および管理に係る経費の増等により、前年度に対し8.4億円増の779.4億円で、営業経費率は11.1%です。ただし、受信料の還元分を含めた場合の営業経費率を試算すると10.7%となり、前年度に対し0.2ポイント低下することになります。

受信対策費については、前年度に対し1.0億円減の9.8億円とします。広報費については、前年度に対し4.9億円増の66.8億円とします。調査研究費は、前年度に対し2.6億円減の89.3億円とします。

給与、退職手当・厚生費についてです。給与は、適正な水準を維持しつつ、働き方改革を推進することで、前年度に対し10.0億円減の1,144.4億円とし、退職手当・厚生費は、退職給付費や社会保険費の増等により、前年度に対し27.2億円増の517.2億円となります。

そのほかの事業支出科目として、共通管理費や減価償却費等があります。共通管理費は、スマートフォンなどを活用したモバイルワークの推進によるシステム経費の増等により、前年度に対し15.4億円増の174.8億円となります。減価償却費は、4K・8K等の設備整備に伴い償却対象資産が増えているため、前年度に対し22.0億円増の868.0億円となります。以下、創造と効率、信頼を追求する取り組みとして、「『働き方改革』などを通じて、創造性を発揮できる環境を確保すること」、「グループ一体となり、効率的で透明性の高い組織運営を推進すること」、「『信頼されるメディア』を目指し、グループでリスクマネジメントを強化すること」等についてまとめています。

続いて、建設費についてです。

2年度は、緊急報道や番組の送出・充実等のための放送番組設備の整備に重点的に取り組むとともに、安定的な放送・サービス継続に必要な放送網設備の整備および地域放送会館の整備を行います。放送センターの建替えについては、第I期（情報棟）工事の設計を実施します。予算は4K・8Kスーパーハイビジョン設備整備の減、地域放送会館整備の減等により、前年度に対し、79.4億円減の952.6億円となります。

次に、「有料インターネット活用業務勘定」についてです。有料インターネット活用業務勘定とは、NHKが放送した番組等をパソコンやスマートフォン、タブレット端末、高機能テレビ等にインターネットを通じて、一般の利用者に有料で配信するNHKオンデマンドの業務（放送法20条2項2号）と、ビデオ・オン・デマンド（VOD）事業者へ番組等を有料で提供する業務（放送法20条2項3号）に係る勘定です。放送法改正を受けて、2年度より勘定名称が「放送番組等有料配信業務勘定」から「有料インターネット活用業務勘定」に変わります。事業収入は、前年度に対し9億円減の12億円で、事業支出は、前年度に対し8億円減の13億円です。これにより2年度の事業収支差金は、0.9億円の赤字としています。事業収支差金の不足分0.9億円を含む2年度末の繰越不足71億円については、一般勘定からの借入金等をもって補てんします。有料インターネット活用業務勘定のうちNHKオンデマンドについては、元年度中に「見逃し見放題パック」と「特選見放題パック」をひとつに統合して提供し、より魅力的なサービスとして利便性の向上を図ります。このサービス見直しや受信料財源で新たに見逃し番組配信を実施することにより、2年度の事業収入は前年度と比較して減少する見込みですが、収入と連動して支払う経費が削減されるほか、受信料による見逃し番組配信と業務を共通化するなど効率的な業務運営を徹底し、支出の抑制を図ります。また、提供する過去番組の大幅な拡充など、増収に向けた施策に取り組み、事業収支の改善を図っていきます。

最後に、「受託業務等勘定」についてです。

事業収入は13億円、事業支出は11億円としています。

本件が了承されれば、本日開催の第1344回経営委員会に審議事項として提出します。その後、総務大臣に提出する「収支予算、事業計画及び資金計画」、いわゆる予算書について、1月に議決を求める予定です。

（会 長） 執行部として検討を重ねてきた内容です。原案どおり了承し、本日開催の第1344回経営委員会に諮ります。

注：①“公共メディア”への進化、②多様な地域社会への貢献、③未来へのチャレンジ、④視聴者理解・公平負担を推進、⑤創造と効率、信頼を追求

(3) インターネット活用業務実施基準認可申請案の修正について
(経営企画局)

インターネット活用業務実施基準を変更するため、2019年10月15日に総務大臣に認可申請を行いました。が、「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」(以下、「基本的考え方」)、「『NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方』に関する日本放送協会の検討結果について」、「『日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方』についての日本放送協会の検討結果の回答及び意見募集結果に対する総務省の考え方」等を踏まえ、認可申請書類のうち、「NHKインターネット活用業務実施基準(案)」および「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他参考となるべき事項」を修正したいので、審議をお願いします。

まず、「NHKインターネット活用業務実施基準(案)」について説明します。「費用上限関係」について、2020年度のインターネット活用業務の2号受信料財源業務は、「基本的考え方」を踏まえ、オリンピック・パラリンピック東京大会関係の費用を除き、受信料収入の2.5%を上限として実施することとしました。このため、10月の認可申請案では、放送法上の努力義務に関する業務や国際インターネット活用業務など「公益性の観点から積極的な実施が求められる業務」について、それぞれに費用の上限を設けて別枠で適正に管理することとしていましたが、これらの業務に関する規定は残したままで、費用の別枠に関する規定を削除しました。

常時同時配信を提供する時間については、本則で、「原則として24時間実施する」と明確に規定した上で、業務の実施費用を抑制するため、附則に2020年4月から当分の間、提供時間を限って行うことを規定します。また、附則第2条に第2項を加え、提供時間を限定して行うものも、「地上テレビ常時同時配信とみなす」とした上で、具体的な提供時間等はその年度の「インターネット活用業務実施計画」(以下、「実施計画」)で明らかにすることとしています。なお、この限定措置の終了につ

いては、費用の支出状況や利用者等の意向、利用状況等を勘案して判断し、実施計画で明らかにすることにしていきます。

放送法上の努力義務に関する業務と国際インターネット活用業務のうち、2020年度に新規に実施するものについては、2.5%の費用上限を超えても「予算執行上一定の配慮を可能とする取扱い」を附則第5条に規定します。なお、これらの新規業務を実施するため、2.5%の上限を超過する場合、予算の流用について経営委員会の議決を得た上で、新規業務に要した費用を公表する、上限を超過できるのは3億円まで、としています。

次に、「常時同時配信のメッセージ非表示と見逃し番組配信の利用可能化（特例措置）関係」についてです。

10月の認可申請案では、常時同時配信の画面上のメッセージを表示せずに視聴できる特例措置として、利用申込みの促進と東京オリンピック・パラリンピック期間中の2つを規定していました。このうち、利用申込み促進のための措置は行わないこととし、第15条第4項の特例措置の規定を削除します。また、東京オリンピック・パラリンピック期間中については、附則第4条第6項で、競技中継と関連番組に限ってメッセージを非表示とすることがあるという内容に改めています。見逃し番組配信は、通常の実証を実施します。

「2号有料業務（NHKオンデマンド）関係」についてです。

NHKオンデマンドについては、収支等を毎年度検討し、所要のサービスや運用体制の在り方の見直しを行う旨の規定を追加します。第45条に第2項を新設し、その旨を明記しています。

「検証体制（インターネット活用業務審査・評価委員会）関係」についてです。

まず、委員の選任にあたって市場競争の評価等に必要な知見を有する中立的な人を選ぶという規定を加えます。すでにそのような方々に委員として活動していただいておりますが、第9条第2項に明記しています。次に、委員会が必要に応じてインターネット活用業務における競合事業者等から意見を聴くことができることを規定し、第9条第4項に新たに記しています。さらに、提供するコンテンツ（放送番組や理解増進情報）の必要性・有効性に関する毎年度の点検について、その結果の概要を委員会に報告することを規定し、第18条に第2項を追加しています。

附則第3条には、地方向け放送番組の提供に係る計画で、令和3年度以降の地方向け放送番組の提供に係る取り組みについては、令和2年度中にその計画を明らかにすることを記しています。

附則第9条で、実施基準の見直しの条項を修正します。業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、随時必要な見直しを行うこととします。このほか、字句修正や条文番号の整理等を行います。

次に、「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」について説明します。

10月15日の認可申請の際には、令和5年度までの期間について、「基本的業務」の費用の抑制的な管理に努めるとともに、4つの「公益性の観点から積極的な実施が求められる業務」については、取り組みを積極的に進める一方で、可能な限り業務を効率的に実施することを前提としていました。今回の修正で、2年度については一時的に発生するオリンピック・パラリンピック東京大会に係る費用を除いて受信料収入の2.5%を費用の上限として実施するため、業務の実施内容を再検討しました。想定される業務全てについて聖域なく点検し、費用を削減する姿勢で臨みました。必要な業務であり、かつ直ちに実施することが費用の観点から難しい業務について、3年度を始期とする次期中期経営計画の中で具体化させることを記しました。

2号受信料財源業務の算定根拠については、費用上限の考え方の変更に伴い、放送法の努力義務に係る取り組みなど、「公益性の観点から積極的な実施が求められる業務」の4つのうち、受信料収入2.5%の費用上限の中で実施することとした業務についての項目を削除し、2.5%を上限とする「実施基準案第17条に規定する業務実施に要する費用」と「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み」の2項目に整理しました。その上で、2年度の実施予定額を現時点で170億円と試算し、これをもとに2.5%の上限を維持することとしています。なお、「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み」の中には、同大会に係るユニバーサル・サービスの取り組みの費用も含まれます。

「その他参考となるべき事項」について、「(1)一般勘定の収支の見込み」では、2年度の収支予算の策定にあたっては、経営計画で見込んだよりも、赤字幅を削減する方向で真摯に検討していることを記しています。「(2)有料インターネット活用業務勘定について」では、常時同時配

信・見逃し番組配信の開始とともに、NHKオンデマンドのサービスの見直しを行い、さまざまな収支の改善に係る取り組みを進めることで、中期の累積収支の改善を目指すことを記しました。5年度までの収支の見通しに加え、6年度以降についても、増収に向けた施策の実施や効率的な事業運営の徹底により、中期の累積収支の改善を目指すとしています。そして、毎事業年度の収支等を踏まえてサービスや運用体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずることを記載しています。

本件が了承されれば、本日開催の第1344回経営委員会に議決事項として提出し、経営委員会の議決が得られれば、総務大臣に認可申請を行います。

(会長) 執行部として、真摯に検討を重ねてきた内容です。ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の第1344回経営委員会に諮ります。

(4) 改正放送法施行に伴う「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」の一部改正について
(情報公開センター)

2019年5月に成立した改正放送法の施行に伴う、「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」の一部改正について、審議をお願いします。

主な改正点は次のとおりです。

1点目は、「NHK個人情報保護方針」前文を、現在のメディア環境を踏まえた表現に一部変更します。

2点目は、常時同時配信・見逃し番組配信の業務内容に即した形に整え、「NHK個人情報保護規程」を一部変更します。総務省「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」、および一般社団法人放送セキュリティセンターが定める指針等を参照し、「視聴履歴」と「非特定視聴履歴」の定義と取り扱いに関する条項を変更および新設します。

また、「NHKネットクラブ」の終了に伴い、「NHK個人情報保護規程」の「登録型インターネットサービス」に関する条項、記述を削除します。

本件が決定されれば、2020年1月1日付で実施します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(5) 「NHK情報公開規程」の一部改正について

(情報公開センター)

2019年5月29日に成立し、6月5日に公布された「放送法の一部を改正する法律」および10月8日に公布された「放送法施行規則の一部を改正する省令」により、放送法及び放送法施行規則のNHKに係る規定が改正されたことに伴い、「NHK情報公開規程」の一部を改正したいので、審議をお願いします。

放送法および放送法施行規則において、NHKに関する「情報提供等」の事項についての規定が新設され、法定化されることに伴い、方法や範囲、その対象が関連団体にも及ぶことが規定されたことを反映させる所要の整備を行うとともに、運用の変更に伴う修正等を行います。

本件が決定されれば、放送法の一部を改正する法律の施行日である、2020年1月1日付で実施します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(6) 就業規則の一部改正について

(人事局)

就業規則の一部改正について、審議をお願いします。

職員表彰における個人情報に関する条文について、一部見直すこととします。

改正の施行は、本日、2019年12月24日とします。

本件が決定されれば、法令に基づき、労働基準監督署に届け出ます。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(7) 「NHKロゴおよびメディアロゴ等に関する規程」の新設について

(視聴者コミュニケーション推進室)

「NHKロゴおよびメディアロゴ等に関する規程」の新設について、審議をお願いします。

この規程は、NHKのブランドイメージを確立し、維持発展させるため、新たなNHKロゴ等のデザインとその適正な使用管理を行う体制整備を定めることを目的に新設するものです。

本件が決定されれば、2019年12月24日付で施行します。

(鈴木理事) 新しいロゴの使用開始時期を新年度の番組改定実施期日からとじていますが、収支予算編成要綱など2020年度の予算・事業計画を説明する資料には、実施期日を待たずに新しいロゴを使用した方がよいのではないですか。

(視聴者コミュニケーション推進室)

本日決定されれば、使用は可能だと考えます。

(荒木専務理事) 常時同時・見逃し番組配信について、サービス名称やロゴを検討しています。こちらの使用開始日についてはどのようになりますか。

(黄木理事) NHKロゴ等の使用開始時期は、放送関連については、2020年度番組改定実施期日から、デジタル・インターネット関連については、常時同時配信の開始日からとしています。

(正籬理事) 公共メディアに進化する中で、NHKのブランド価値を守り、NHKのコンテンツ制作力をアピールするために、インターネット上で提供するコンテンツがNHKのものであると明示することが非常に重要になってくると思います。

(会 長) 属性のわからない情報が氾濫している中で、NHKの情報であるとはっきり明示する必要があることがNHKロゴの整備の大きな理由です。

(会 長) 他にご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(8) 「NHKロゴおよびメディアロゴの管理」に伴う職務権限事項の

改正について

(経営企画局)

職務権限事項の改正について、審議をお願いします。

「NHKロゴおよびメディアロゴ等に関する規程」の新設に伴い、視聴者コミュニケーション推進室および編成局の職務基準に「NHKロゴおよびメディアロゴの管理」を加え、権限事項を整備します。

本件が決定されれば、2019年12月24日付で実施します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(9) 中央放送番組審議会委員の委嘱について

(木田専務理事)

中央放送番組審議会委員の委嘱について、審議をお願いします。

秋田正紀氏（株式会社松屋代表取締役社長執行役員）に、2020年1月1日付で新規委嘱したいと思います。

なお、藤村厚夫氏（スマートニュース株式会社フェロー）と渡部潤一氏（国立天文台副台長）は、いずれも任期満了により2019年12月31日付で、退任されることとなりました。

本件が了承されれば、本日開催の第1344回経営委員会に諮ります。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1344回経営委員会に諮ります。

2 報告事項

(1) 地方放送番組審議会委員の委嘱について

地方放送番組審議会委員の委嘱について、報告します。

四国地方の床桜英二氏（徳島文理大学総合政策学部教授）と土佐礼子氏（三井住友海上火災保険陸上競技部プレーイングアドバイザー）に、2020年1月1日付で再委嘱します。

本件は、本日開催の第1344回経営委員会に報告します。

(2) 予算の執行状況（令和元年11月末）

(経理局)

令和元年11月末の予算の執行状況について報告します。

最初に、一般勘定の事業収支の全体概況を説明します。11月末の標準進捗率は66.7%（8か月／12か月）です。事業収入は4,941億円、進捗率が68.2%で、受信料収入や雑収入（前々年度以前受信料の回収等）の進捗等により、全体としては標準を上回る進捗率となりました。事業支出は4,698億円、進捗率が64.6%で、効率的な事業運営により、全体として標準進捗率を下回る支出状況となりました。これにより、事業収支差金は242億円の黒字となっています。

一般勘定の事業収支を前年同月と比較すると、事業収入は受信料の増収等により、60億円増となりました。事業支出は契約収納費等が減となった一方で、国内放送費の増等により、153億円増になりました。事業収支差金は前年同月と比べ93億円減となりました。

受信料は、受信契約件数の増加により、前年同月に比べ25億円増加しました。受信契約件数については、契約総数・衛星契約数ともに標準進捗率を上回りました。

最後に、放送番組等有料配信業務勘定の状況です。事業収入は15.6億円で、視聴料収入の増等により標準進捗率を上回りました。事業支出は12.6億円で、効率的な業務実施により標準進捗率を下回りました。これにより、事業収支差金は3.0億円の黒字となっています。

本件は、本日開催の第1344回経営委員会に報告します。

（3）契約・収納活動の状況（2019年11月末）

（営業局）

2019年11月末の契約・収納活動の状況について報告します。

まず、第4期（10月・11月）の受信料収納額は1,165.5億円で、前年度同期を13.5億円下回りました。年間累計収納額は4,695.4億円となり、前年同時期を35.0億円上回りました。

前年度分受信料回収額は3.9億円となり、前年度同期を0.3億円下回りました。年間累計は48.3億円となり、前年同時期を4.1億円下回っています。前々年度以前分回収額は5.6億円となり、前年度同期を1.1億円下回りました。年間累計は43.5億円となり、前年同時期を9.8億円上回っています。

次に、契約総数の増加状況です。取次数が前年度同期を3.8万件下回り、減少数が0.5万件上回ったため、差し引きの増加数は前年度同期を4.3万件下回る12.9万件となりました。年間累計増加数は、36.8万件で前年同時期を31.1万件下回りました。11月末の受信契約件数は4,205.9万件となっています。

衛星契約増加は、取次数が前年度同期を1.2万件下回り、減少数が0.2万件上回ったため、差し引きの増加数は前年度同期を1.4万件下回る11.3万件になりました。年間累計増加数は、44.5万件で前年同時期を9.8万件下回りました。11月末の衛星契約件数は2,206.7万件となり、契約数全体に占める衛星契約の割合は、52.5%となっています。

口座・クレジット払等の増加数は、前年度同期を4.7万件下回る6.0万件となりました。年間累計増加数は、22.8万件で前年同時期を37.3万件下回りました。11月末の口座・クレジット払等の利用率は90.5%となっています。

また、未収削減は、前年度同期を1.4万件下回る0.3万件となりました。年間累計は前年同時期を6.3万件下回る0.8万件となりました。11月末の未収現在数は76.7万件となり、未収割合は1.8%となっています。

最後に、支払数増加の実績は、前年度同期を5.7万件下回る12.6万件となりました。年間累計は前年同時期を37.4万件下回る36.0万件となっています。

本件は、本日開催の第1344回経営委員会に報告します。

(4) 2019年11月全国個人視聴率調査の結果について (放送文化研究所)

2019年11月に実施した、全国個人視聴率調査の結果について報告します。この調査は、全国のテレビ・ラジオのリアルタイムの視聴率を調べています。視聴率の全国状況を俯瞰し、テレビ・ラジオ視聴の長期的・構造的変化を確認しています。

調査は11月11日月曜日から17日日曜日までの1週間、全国の7歳以上の男女3,600人を対象に、配付回収法による24時間時刻目盛り日記式(個人単位)で実施しました。有効数は2,357人、有効率は

65.5%でした。調査週の状況は、大相撲九州場所の放送週で、14日木曜日の大嘗祭のほか、16日土曜日と17日日曜日の夜間に「世界野球プレミア12」の「日本対韓国」戦、16日土曜日夜間に「フィギュアスケートグランプリシリーズロシア大会」等が民放で放送されましたが、調査結果に大きな影響はありませんでした。

テレビ視聴時間の推移を見ると、NHKと民放の地上波・衛星波を合わせたテレビ総計は週平均1日あたり3時間31分で、ピークの2003年と比べ、30分ほど短くなっています。時間帯別では、夜間帯が2003年には2時間6分でしたが、最近の6年間は1時間40分台が続き、今回は1時間41分でした。午前帯は2003年以降1時間台を維持しており、今回は1時間1分でした。

テレビ総計の視聴時間を男女年層別に15年前、10年前と比べて見ると、男女とも高年層ほど視聴時間が長い傾向は変わりませんが、どの年層でも15年前に比べると短くなっています。特に男20代は53分、女40代は2時間50分で、この15年で視聴時間がいずれも1時間30分ほど減少しました。視聴時間量の多い男60代は4時間台、男70歳以上と女60代以上は5時間台となっています。

テレビ総計にNHKが占める割合は、15年前と比べて60代で40%から25%に、70歳以上で52%から42%に減少しました。

テレビの週間接触者率の長期推移を見ると、総合テレビはこの30年で長期的に減少傾向ですが、2014年以降は横ばいで、今回は54.7%でした。一方、テレビ総計と民放地上波計は、30年前から15年前まで横ばいでしたが、2004年からの15年では減少し、今回、民放地上波計は初めて8割を下回りました。

週間接触者率の総合テレビの結果です。

20年前と比べると、男女ほぼすべての年層で減少しています。10年前と比べると、男40～60代、女40・60代で減少しています。一方、女50代は70%で、10年前と同じ水準を維持しています。

2015年からの推移を見ると、全体では例年並みでしたが、女50代は前年・前々年より増加し、7割に持ち直しました。女13～19歳は前々年より増加しました。一方、男60代が前々年より減少し、男50代は今回初めて5割を下回りました。

週間接触者率が前年・前々年より増加した女50代について詳しく見てみます。接触の大部分を占める3つの時間帯、朝7～8時台、15時～18時台、および19～22時台に注目したところ、「朝や午後には見ておらず夜だけ接触した人の割合」が、前年の9%から今年は16%に増加しました。

次に、週間接触者率が減少した男50・60代について詳しく見てみます。20年間で、男50・60代がよく見る上位20番組のうち、総合テレビの番組の数は減少しています。特に、平日夜間の番組が入らなくなりました。

関東地区で総合テレビの接触者率の積み上げを日別で見えていくと、月曜日は43%ですが、火曜日以降の新たな積み上がりは、1日あたり2～3%程度です。

続いて、Eテレの結果です。

Eテレの週間接触者率は23.7%でした。前年と同程度ですが、前々年からは減少しました。時間帯別では、平日朝の幼児・子どもゾーン（6時35分～9時）で前々年と比べ減少しました。年層別では、女30代の朝と夕方で、前々年と比べやや減少しました。

続いて、衛星放送の結果です。

自宅で衛星放送を見ることができる人の割合は50.8%でした。週間接触者率は、BS1が10.0%で前年と同程度、前々年からは増加しました。BSプレミアムは12.3%で、2015年以降、横ばいが続いています。本放送開始から約1年が経過したBS4Kは0.5%、BS8Kは0.3%で、いずれも6月の全国個人視聴率調査時から変化はありませんでした。4波を合わせたNHK衛星計は、17.9%でした。

NHK衛星でよく見られた番組は、BS1では「ラグビー快進撃ニッポン！」や、BS世界のドキュメンタリー「マリーアントワネット」の再放送が上位に入り、1日のみの接触者にもよく見られました。BSプレミアムでは連続テレビ小説「スカーレット」、「おしん」、「につぼん縦断ころろ旅・朝版」など朝の定番番組がよく見られました。「1日のみ接触者」の高位番組を見ると、日曜日夜間放送の「へち王座への道」や「新・BS日本のうた」が堅調でした。

ラジオの結果です。インターネットによる配信サービス「らじる★らじる」や「radiko」も含みます。

週間接触者率の推移を見ると、ラジオ全局計が前々年から減少しており、ラジオ全体で長期的な減少傾向がみられます。こうした長期動向は、NHK・民放共通です。NHKの各波では、ラジオ第1は14.8%で前年から減少しましたが、前々年とは同程度です。ラジオ第2、FMは前年と同程度でした。

最後に、今後の調査予定です。全国個人視聴率調査は、2020年度以降、6月調査に一本化します。代わって、2020年度からは、メディア環境の変化や人々の行動・意識の多様化を捉える、新調査プロジェクト「メディアと日本人」を新たに立ち上げます。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2020年 1月15日

会 長 上 田 良 一